



埼玉県発行

理者の指定

九

 \bigcirc

告

(東松山県土)

九九

○県道三郷幸手自転車道線の供用

示

目

次

○特定非営利活動法人の定款の変

更に係る公告

(南 部

振

興

)特定非営利活動法人の設立に係 る公告

○個人事業税所得金額等決定書作 成業務委託に関する入札公告

)埼玉県県民活動総合センターの 指定管理者の指定 務

(NPO活動推進課)

 \equiv

○特定非営利活動法人の設立に係 る公告

○埼玉会館の指定管理者の指定

兀

○埼玉県熊谷会館の指定管理者の (文化振興課)

○彩の国さいたま芸術劇場の指定

○埼玉県立児童養護施設いわつき 管理者の指定

の指定管理者の指定 (社会福祉課)

匹

○こども動物自然公園の指定管理

○救急病院等の申出の撤回

○埼玉県産業文化センターの指定 (医療整備課)

Ŧi.

(スタジアム管理室)

九

指定

(生涯学習文化財課)

○埼玉スタジアム2002公園の

(新都心事業調整課)

九

告

(杉戸県土)

 \bigcirc

○さいたま文学館の指定管理者の

○開発行為に関する工事の完了公

指定管理者の指定

管理者の指定 (産業労働政策課)

○大規模小売店舗の新設に関する

公示

六

 \bigcirc ○大規模小売店舗の変更に関する

七

○大規模小売店舗の廃止に関する

七

等意見の公示

八

公告する。

者の指定 (生産振興課)

○埼玉地域森林計画変更計画の案

○羽生水郷公園の指定管理者の指

八

兀

袁

八

//www.saitamaken-npo.net/))により縦

(埼玉県NPO情報ステーション (http:

○さいたまスーパーアリーナの指

(建築指導課)

九

の開始

(越谷県土) "

 \bigcirc \bigcirc

定管理者の指定

○開発行為に関する工事の完了公

○熊谷スポーツ文化公園の指定管

者の指定

公

袁

課

九

○開発行為に関する工事の完了公

五.

(商業支援課)

五.

埼玉県告示第

○大規模小売店舗に対する市町村

○埼玉県種苗センターの指定管理

四

○保安林の指定の解除予定 (森づくり課)

四

八 八

部地域振興センターにおいて備え置く方 予算書を申請のあった日から二月間 びに当該定款の変更の日の属する事業年 民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 法並びにインターネットを利用する方法 なお、当該申請に係る変更後の定款並 県

刀

準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、 非営利活動法人から、次のとおり申請書 定款の変更の認証を受けようとする特定 第七号)第二十五条第四項の規定により 特定非営利活動促進法(平成十年法律 同条第五項において

覧に供する。

平成二十一年一月六日

平成二十年十二月十六日 申請のあった年月日 埼玉県知事 上 田 清 司

祉サービス振興会 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かわぐち健康福

兀 代表者の氏名 主たる事務所の所在地

号クサカビル 定款に記載された目的 埼玉県川口市西青木五丁目1 番四三

<u>Fi</u>.

ニーズを調査研究し、情報提供、 ネットワークを構築するとともに、 この法人は、 健康福祉サービス及び 質

2

調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

1

購入等件名及び予定数量

個人事業税所得金額等決定書作成業務委託 (3月業務)

6,500件

調達内容

埼玉県告示第三号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年一月六日

www.saitamaken-npo.net/))により縦覧

寄与することを目的とする。

者へのスポーツを通しての健康増進に

する。 達の人材育成を図り、もって市民の健 康福祉の増進に寄与することを目的と

埼玉県告示第二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

びにインターネットを利用する方法 書を申請のあった日から二月間、県民生 第七号)第十条第一項の規定により特定 域振興センターにおいて備え置く方法並 活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 非営利活動法人を設立しようとする者か 玉県NPO情報ステーション(http:// なお、当該申請に係る定款、役員名簿 次のとおり申請書が提出されたの 同条第二項の規定により公告する。 (埼 Ŧi. 匹

的信頼性を増すためにそこに携わる人一に供する。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 田 清 司

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名

ケーション 特定非営利活動法人スポーツエデュ

代表者の氏名 山本 美栄子

メゾンKI三〇I 埼玉県川口市赤井一丁目一六番七号 主たる事務所の所在地

指し、子どもの健全育成と成人・高齢 わらず、運動を通しての心身教育を目 事業を行い、運動技術向上志向にこだ この法人は、スポーツ指導に関する 定款に記載された目的

平成二十年十二月二十二日

ず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

セントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パー

入札金額は、1件当たりの単価を記載すること

競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資 れた旨であること。 映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級又はB等級に格付けさ 格等に関する公示 (平成18年埼玉県告示第1543号) に基づき、業種区分「催物、

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出 物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱 (平成19年3月27 日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

写真撮影を行うことが可能である者であること(詳細は仕様書による。)。 業務期間中、浦和税務署及び上尾税務署に機材及び人員を派遣し、マイクロ

県個人情報保護条例で必要とされる措置を講ずることができる者であること。 同規模の業務について、過去に官公庁との取引実績を有するとともに、埼玉

ယ 入札書の提出場所等

6)

5

埼玉県知事

上

田

清

司

務課間税担当 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 藤原 文子 電話048-830-2659 (直通 埼玉県総務部税

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 履行期間

平成21年 3 月18日 (水) から同月31日 (火)

(4) 履行場所

5 人札方法

浦和税務署及び上尾税務署

-2-

入札説明会の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 衛生会館 3 階303会議室

入札・開札の場所及び日時 平成21年2月5日(木)午後2時

揚所

平成21年2月26日(木)午後2時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

衛生会館 3階303会議室

1 入札保証金及び契約保証金 人札保証金

分の5以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 規定に該当する場合は、免除する (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第2項の 入札者は、見積もった契約金額に6,500を乗じた額に入札保証金の率(100

契約保証金

項の規定に該当する場合は、免除する。 10以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2 契約の相手方は、契約金額に6,500を乗じた額に契約保証金の率(100分の

2 入札者に要求される事項

説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し 平成21年2月16日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

ばならない。 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなけれ

入札の無効

次に掲げる入札書による入札は無効とする

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

- 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- 落札者の決定方法

5

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低

6) 支払条件

注者に支払うものとする 発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

 \bigcirc

埼玉県告示第四号

により、埼玉県県民活動総合センターの 七号)第二百四十四条の二第三項の規定 指定管理者を次のとおり指定した。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十

平成二十一年一月六日

の所在地 指定管理者の名称及び主たる事務所 埼玉県知事 田 清 司

財団法人いきいき埼玉

字土井千六百番地 埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内宿

指定の期間

六年三月三十一日まで 平成二十一年四月一日から平成二 <u>一</u>

埼玉県告示第五号

称

第七号)第十条第一項の規定により特定 特定非営利活動促進法(平成十年法律

ら、次のとおり申請書が提出されたの 活部NPO活動推進課において備え置く 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 非営利活動法人を設立しようとする者か より縦覧に供する。 方法並びにインターネットを利用する方 書を申請のあった日から二月間、県民生 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 (http://www.saitamaken-npo.net/)) なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 (埼玉県NPO情報ステーション 同条第二項の規定により公告する。

申請に係る特定非営利活動法人の名 申請のあった年月日 平成二十年十二月二十二日 埼玉県知事 平成二十一年一月六日

田 清 司

湾ベイエリアやレイクタウン大相模調 特定非営利活動法人青空のもと東京

を楽しむ会 節池での体験セーリングや体験カヌー 代表者の氏名 福田 幸夫

四 主たる事務所の所在地

五. 定款に記載された目的 埼玉県さいたま市浦和区東岸町五番

にあたってはその技術指導を含む総合 甲斐の重視や充実などを目指す。この を楽しむ機会を提供する。これを通し る壮年の世代に対し、マリンスポーツ わせて国際協力活動に寄与することを コーディネーションを行うことによ 方について提案を行い、また活動実施 などのグループに対して余暇の楽しみ 法人は2名以上3名以下の家族や親友 スポーツの振興、 海のない埼玉県および近郊に在住す 友人の輪の拡大、自己実現、 野外活動を中心とした文化・芸術 海上環境の保全あ 生き 四 三

埼玉県告示第六号

目的とする。

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 ら、次のとおり申請書が提出されたの なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 特定非営利活動促進法 同条第二項の規定により公告する。 (平成十年法律

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 書を申請のあった日から二月間、県民生 方法並びにインターネットを利用する方 活部NPO活動推進課において備え置く (埼玉県NPO情報ステーション

より縦覧に供する。 (http://www.saitamaken-npo.net/))

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

申請のあった年月日

平成二十年十二月二十四日

称 申請に係る特定非営利活動法人の名

特定非営利活動法人埼玉土建建築支

援センター

中山 代表者の氏名 松夫

埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目 主たる事務所の所在地

二二〇番三号職業訓練法人埼玉土建技 術研修センター内

五. 保に寄与することを目的とする。 技術の向上及び推進に関する事業を行 の団体に対して、建築技術者の育成と この法人は、個人及び企業、 定款に記載された目的 地域社会の発展、 建築物の品質確 組合等

埼玉県告示第七号

七号)第二百四十四条の二第三項の規定 地方自治法(昭和二十二年法律第六十

埼玉県告示第九号

| により、埼玉会館の指定管理者を次のと おり指定した。

平成二十一年一 月六日

の所在地 指定管理者の名称及び主たる事務所 埼玉県知事 田 清 司

十五番一号 埼玉県さいたま市中央区上峰三丁目 財団法人埼玉県芸術文化振興財団

指定の期間

四年三月三十一日まで 平成二十一年四月一日から平成 十

埼玉県告示第八号

次のとおり指定した。 七号)第二百四十四条の二第三項の規定 により、埼玉県熊谷会館の指定管理者を 地方自治法(昭和二十二年法律第六十

指定管理者の名称及び主たる事務所 平成二十一年一月六日 埼玉県知事 田 清 司

の所在地

十五番一号 埼玉県さいたま市中央区上峰三丁目 財団法人埼玉県芸術文化振興財団

平成二十一年四月一日から平成三

指定の期間

四年三月三十一日まで

管理者を次のとおり指定した。 七号)第二百四十四条の二第三項の規定 により、彩の国さいたま芸術劇場の指定 地方自治法(昭和二十二年法律第六十

平成二十一年一月六日 埼玉県知事 上 田

清

司

の所在地 指定管理者の名称及び主たる事務所

埼玉県さいたま市中央区上峰三丁目 財団法人埼玉県芸術文化振興財団

十五番一号 指定の期間

四年三月三十一日まで 平成二十一年四月一日 から平成二十

埼玉県告示第十号

の指定管理者を次のとおり指定した。 により、埼玉県立児童養護施設いわつき 七号)第二百四十四条の二第三項の規定 地方自治法(昭和二十二年法律第六十

平成二十一年一月六日 埼玉県知事 田 清

司

の所在地 指定管理者の名称及び主たる事務所

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

指定の期間

六年三月三十一日まで 平成二十一年四月一日 から平成二十

埼玉県告示第十一号

第一条第一項に規定する救急病院でなく る省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 次に掲げる病院は、救急病院等を定め

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

0)

神経外科 紀献心会新世紀脳 医療法人社団新世 名 越谷市大字船渡 一七番地 所 在 地

> により、埼玉県産業文化センターの指定 埼玉県告示第十二号 七号)第二百四十四条の二第三項の規定 地方自治法(昭和二十二年法律第六十

平成二十一年一月六日

管理者を次のとおり指定した。

が所在地 指定管理者の名称及び主たる事務 埼玉県知事 所

田

清 司

目七番地五 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁 財団法人埼玉県産業文化センター

指定の期間

六年三月三十一日まで 平成二十一年四月一日から平成二

埼玉県告示第十三号

出の概要等について、 り縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届 同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとお

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

届出の概要等

大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)コジマNEW川口芝店

川口市芝二丁目十四番二十四号 ほか

株式会社コジマ 代表取締役 小島 章利

大規模小売店舗の設置者

栃木県宇都宮市星が丘二丁目

一番八号

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

 \vdash 届出年月日

平成二十年十二月十二日

縦覧場所

月六日から平成二十一月五月七日まで

三

大規模小売店舗の新設をする日 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号 株式会社コジマ 代表取締役 大規模小売店舗において小売業を行う者 小島 章利

平成二十一年八月十三日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

駐輪場の位置及び収容台数 図面省略

駐車場

位置

収容台数

合計

九七台

位置 図面省略 収容台数 合計

荷さばき施設の位置及び面

荷さばき施設 位置 図面省略 四八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二七立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口四箇所、 入口 箇所、 出口 箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

_ 縦覧期間 平成二十 年一

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

- 5 **-**

届出の概要等

大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ふじみ野東口駅ビル

株式会社東武ブックス 代表取締役

渡辺

勲

外

大規模小売店舗において小売業を行う者

東京都墨田区押上一丁目一番

号

東武鉄道株式会社

代表取締役

根津

嘉澄

大規模小売店舗の設置者

平成二十一年八月十九日

大規模小売店舗の新設をする日 東京都墨田区向島一丁目二番十号

千七百八十三平方メートル

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四 意見書の提出

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

イ 意見書提出期間

平成二十一年一月六日から平成二十一年五月七日まで 意見書提出先

口

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第十四号

り縦覧に供する。 の概要等について、 大規模小売店舗立地法 同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとお (平成十年法律第九十一号) 第五条第一 項の規定による届

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上 田 清

司

ŀ 届出年月日

平成二十年十二月十八日

大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の __ 縦覧期間

口

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

富士見市勝瀬原特定土地区画整理事業七十四街区の一

平成二十一年一月六日から平成二十一月五月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県南西部地域振興センター

埼玉県産業労働部商業支援課

四

対し、意見書の提出により、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 **大規模小売店舗立地法第八条第**7 これを述べることができる 一項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

イ 意見書提出期間

口 平成二十一年一月六日から平成二十一年五月七日まで 意見書提出先

ホ 駐車場の位置及び収容台数 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場 位置 図面省略 収容台数 合計 四

台

県に

駐輪場の位置及び収容台数

図面省略 収容台数 合計 四六台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設 位置 図面省略 六三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三一・六八立方メート

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前日 一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場の自動車の出入口の数及び位置 午前八時三十分から翌午前 一時三十分

位置 図面省略 出入口二箇所、 入口一箇所、 出口 箇

午前六時から午後十時 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

意見書の提出

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第十五号

出の概要等について、 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届 同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

イ 届出の概要等

児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン上里ショッピングセンター

変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

口

(変更前)

イオン上里ショッピングセンター

児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番ほか

(変更後)

イオン上里ショッピングセンター

児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(変更前

株式会社ベルク 代表取締役 原島 功

大里郡寄居町大字用土五千四百五十六 他未定

(変更後

株式会社ベルク 代表取締役 原島 功

大里郡寄居町大字用土五千四百五十六 他四十六社

変更年月日

平成二十年八月二 日

届出年月日

平成二十年十二月十二日

三 縦覧場所 平成二十 埼玉県産業労働部商業支援課

縦覧期間

一年一月六日から平成二十一年五月七日まで

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 県に

これを述べることができる。

意見書提出期間

1

対し、意見書の提出により、

平成二十一年一月六日から平成二十一年五月七日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第十六号

出があったので、同条第六項の規定により公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第五項の規定による届

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上 \blacksquare 清 司

大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠家具センター久喜店

久喜市大字久喜本字道合七百六十七の五

大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

株式会社島忠 代表取締役 片 視希夫

さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一 一項に定め

る基準面積以下となった日

平成二十年十一月二十五日

埼玉県告示第十七号

定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成二十一年一月六日

のとおり縦覧に供する。

埼玉県知事 上 田 清 司

意見の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

フォリオ籠原SC

深谷市大字東方 三千二百四十六の

口 同法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

します。 駐車場の出入りの際など、周辺交通環境に影響を及ぼすことのないようお願

び管理を徹底するようお願いします グ等で苦情が発生する可能性もありますので、アイドリングストップの啓発及 新たに駐車場として拡張される部分は民家に隣接しております。 アイドリン

縦覧期間

平成二十一年一月六日から平成二十一年二月九日まで

<u>=</u> 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

埼玉県告示第十八号

により、埼玉県種苗センターの指定管理 地方自治法 第二百四十四条の二第三項の規定 (昭和) 一十二年法律第六十

者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月六日

指定管理者の名称及び主たる事務所 埼玉県知事 上. \coprod 清 司

の所在地

埼玉県告示第十九号

社団法人埼玉県農林公社

埼玉県行田市大字真名板千九百七十

五番一

指定の期間

六年三月三十一日まで 平成二十一年四月一日 から平成二十

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十

律第二百四十九号)第三十条の二第一項 定であるから、森林法(昭和二十六年法 の規定により告示する。 次のように保安林の指定を解除する予 _

平成二十一年一月六日 埼玉県知事

保安林として指定された目的 所沢市大字新郷二〇四の二〇 解除に係る保安林の所在場所

三 解除の理由

耕地の防風

指定理由の消滅

上 田 清 司

埼玉県告示第二十号

域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、 埼玉地域森林計画 埼玉地

変更計画の案を次のとおり縦覧に供する。

事に対し、理由を付した文書をもって、 なお、当該変更計画の案に意見がある者は、 意見を申し立てることができる。 縦覧期間満了の日までに、 埼玉県知

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上 \coprod 清 司

森林計画区の名称

埼玉森林計画区

縦覧の場所及び期間

埼玉県寄居林業事務所	埼玉県秩父農林振興センター	埼玉県川越農林振興センター	埼玉県農林部森づくり課	縦覧場所
前九時から午後四時三十分まで)	七十八号)に規定する休日本手に関する法律(単系)	の兄引こ曷ける去津(召和二十三月去津育五日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民	平成二十一年一月六日(火)から同年二月	縦覧期間

埼玉県告示第二十一号

七号)第二百四十四条の二第三項の規定

のとおり指定した。 により、 羽生水郷公園の指定管理者を次

平成二十一年一月六日

の所在地 指定管理者の名称及び主たる事務所 埼玉県知事 上 田

目百三十番地 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁 財団法人埼玉県公園緑地協会

四年三月三十一日まで 平成二十一年四月一日から平成二十

指定の期間

埼玉県告示第二十二号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十

者を次のとおり指定した。 により、こども動物自然公園の指定管理 七号)第二百四十四条の二第三項の規定

平成二十一年一月六日

の所在地 指定管理者の名称及び主たる事務所 埼玉県知事 上 田 清 司

目百三十番地 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁 財団法人埼玉県公園緑地協会

指定の期間

六年三月三十一日まで 平成二十一年四月一日から平成二十

埼玉県告示第二十三号

により、 七号)第二百四十四条の二第三項の規定 地方自治法(昭和二十二年法律第六十 熊谷スポーツ文化公園の指定管 兀

和光市本町五番三九号

清 司 理者を次のとおり指定した。 平成二十一年一月六日

指定管理者の名称及び主たる事務所 埼玉県知事 上 田 清 司

の所在地 財団法人埼玉県公園緑地協会

目百三十番地 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁

指定の期間

六年三月三十一日まで 平成二十一年四月一日から平成二十

埼玉県告示第二十四号

の開発行為に関する工事が完了したの 号 で、 都市計画法(昭和四十三年法律第百 第三十六条第三項の規定により、次 公告する。

平成二十一年一月六日 埼玉県知事 田 清

司

六年三月三十一日まで

許可番号 平成二十年十二月 日日

検査済証番号 指令熊整第〇八一九〇〇〇二二一号

平成二十年十二月二十二日第七十二

三 九—一、三五〇—一、字木根沢谷三七 開発区域に含まれる地域の名称 大里郡寄居町大字用土字木根沢 四四

二、三七五—一、三七六 開発許可を受けた者の住所及び氏名

> 代表取締役 ホンダ開発株式会社 上村

昇

埼玉県告示第二十五号

七号)第二百四十四条の二第三項の規定 定管理者を次のとおり指定した。 により、さいたまスーパーアリー 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十 ・ナの指

平成二十一年一月六日 埼玉県知事 田

指定管理者の名称及び主たる事務所 清 司

の所在地 株式会社さいたまアリーナ

二 指定の期間 地 平成二十一年四月一日から平成一 埼玉県さいたま市中央区新都心八番 <u>一</u>

許可番号

埼玉県告示第二十六号

により、埼玉スタジアム2002公園の 指定管理者を次のとおり指定した。 七号)第二百四十四条の二第三項の規定 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十

の所在地 指定管理者の名称及び主たる事務所 埼玉県知事 田 清 司

平成二十一年一月六日

財団法人埼玉県公園緑地協会 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁

号

目百三十番地 六年三月三十 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十 一日まで

号 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第

で、 号)第三十六条第三項の規定により、 の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 公告する。 (昭和四十三年法律第百 次

平成二十 埼玉県東松山県土整備事務所長 一年一月六日 亀 井 清 司

第二〇〇〇七五〇号 平成二十年十月二十三日

平成二十年十二月二十 検査済証番号 第二〇〇一〇二号 山日

匹 開発区域に含まれる地域の名称 二一四一、一八八二一二の 比企郡嵐山町大字川島字天沼一八八

代表取締役 比企郡滑川町和泉八九七 開発許可を受けた者の住所及び氏名 有限会社 細沼 章

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二

うに道路の供用を開始する。 うに道路の供用を開始する。 号)第三十六条第三項の規定により、 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第 の開発行為に関する工事が完了したの 道路法 その関係図面は、平成二十一 その関係図面は、 都市計画法(昭和四十三年法律第百 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ 都市計画法 自県 路 自県 路 第三十六条第三項の規定により、 公告する。 平成二十一年一月六日 道 道 転 Ξ. (昭和二十七年法律第百八十号) 車 車 線 線 郷 郷 (昭和四十三年法律第百 道 道 幸 幸 平成二十一年一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境 線手 名 線 手 名 三郷市新和二丁目四 三番地先まで 一郷市鷹野 地先まで 供 供 | 年一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境 次 一号 丁目四七三番地先から同市新和二丁目四六四番 次 用 用 の開発行為に関する工事が完了したの 第十八条第二項の規定に基づき、次のよ で、 远 開 開 公告する。 平成二十一年一月六日 平成二十年十二月二十四日 許可番号 埼玉県東松山県土整備事務所長 一番三地先から同市市助字江戸川七○ 第二〇〇〇四二一号 始 始 O 0) 亀 区 区 井 間 間 清 司 平成二十一年一月七日 平成二十一年一月七日 三 供 供 課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 用 用 検査済証番号 許可番号 平成二十一年一月六日 平成二十一年一月六日 比企郡鳩山町大字大橋字法月谷九一 開発区域に含まれる地域の名称 第二〇〇一〇三号 平成二十年十二月二 開 開 埼玉県杉戸県土整備事務所長 始 始 0) 0) 期 期 日 日 平 二十四日 第二十九号で告示した道路区域の供用の開始である 平成二十年十二月五日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示 第二十八号で告示した道路区域の供用の開始である 平成二十年十二月五日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示 延長一三五一・〇〇メートル 延長六四五・〇〇メー 井 埼玉県越谷県土整備事務所長 埼玉県越谷県土整備事務所長 備 備 順 兀 六—二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 検査済証番号 平成二十年十二月十二日 指令杉整第二〇〇一〇七〇号 島野 坂戸市八幡一―八―三―四号 羊三 小 小 倉 倉 考 考 夫 夫

発 行 日 火曜 日 金曜日 購読料金	六年三月三十一日まで 平成二十一年四月一日から平成二十二 指定の期間	埼玉県桶川市若宮一丁目五番九号財団法人けやき文化財団の所在地	一 指定管理者の名称及び主たる事務所犬 飼 基 昭	長職務代理日	次のとおり指定した。	により、さいたま文学館の指定管理者を七号)第二百四十四条の二第三項の規定地プ自治治(町和二十二年治律第7十	地方自分长(沼田二十二年长津等)、埼玉県教委告示第一号	}	平成二十年十二月二十四日 ・ 開発区域に含まれる地域の名称 ・ 開発区域に含まれる地域の名称 ・ 一三、二一〇一一、二一〇一六 一三、二一〇一一、二一〇十六 北葛飾郡栗橋町大字佐間字西二一一 北葛飾郡栗橋町大字佐間字西二一一 北葛飾郡栗橋町大字佐間二一一一 北葛飾郡栗橋町大字佐間二一一一
(郵便料金を含む。)	+		<u></u>			を定っ	<u>-</u>		一 名 一
発 ○四八 一八二四 一二一一一(代表)									
県 埼玉県敷ホームページアドレス - (代表) /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm									
1 印 ○四八一八六二一二九〇一(代表) A 01 刷 さいたま市南区別所三一一一一〇 東 図 書 株 式 会 社									
一 (代表) ○ 社									